

千葉市ニューファーマー育成研修実施規程

(目的)

第1条 本事業は、農業者の減少と高齢化の進展が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、新規就農希望者や農業後継者を対象に、これまでの経験や希望に応じて、受けたい研修内容をコースから選べる研修を実施し、地域をけん引する農業経営者を育成することを目的とする。

(研修生)

第2条 研修の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) アドバンスコース

- ア 研修の開始年の1月1日における年齢が48歳未満の者であること。
- イ これまでに研修等の経験を積んでいること。(農業大学校、民間の研修機関で学んだ者等)
- ウ 千葉市農政センターほ場において、栽培から販売までの研修を自ら計画し、自ら実施できること。
- エ 研修修了後、千葉市内で農業経営を開始する者であること。
- オ 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること。
- カ 市町村税の未納がない者
- キ その他、市長が適当と認める者

(2) 育成コース

- ア 研修の開始年翌年の1月1日における年齢が62歳未満の者であること。
- イ 研修修了後、千葉市内で農業経営を開始する者であること。
- ウ 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること。
- エ 市町村税の未納がない者
- オ その他、市長が適当と認める者

(3) 総合コース

- ア 研修の開始年翌年の1月1日における年齢が47歳未満の者であること。
- イ 千葉市農政センターほ場において、栽培から販売までの研修を自ら計画し、自ら実施できること。
- ウ 研修修了後、千葉市内で農業経営を開始する者であること。
- エ 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること。
- オ 市町村税の未納がない者
- カ その他、市長が適当と認める者

(研修内容)

第3条 研修は受託事業者（以下「受託者」という。）に委託するものとし、以下に掲げる研修とする。

(1) アドバンスコース

- ア 座学及び実習とする。
- イ 座学は、農業経営・農業技術などに関する講義とし、市長及び受託者が認める者を講師として、千葉市農政センターその他市長が適当と認める場所で行う。
- ウ 実習は、研修生が農政センター内の施設で自ら作物を栽培し、販売まで行う。栽培する作物は、イチゴ、トマトの2品目とする。受託者は、メンターとして、研修生の指導役を行う担当者を選定する。

(2) 育成コース

- ア 基礎研修及び農家研修とする。
- イ 基礎研修は、農業技術に関する講義及び実習並びに農業機械技術に関する講義及び実習とし、市長及び受託者が認める者を講師として、千葉市農政センターその他市長が適当と認める場所で行う。
- ウ 農家研修は、経営及び生産技術の研修とし、研修生の受入れについて、新規就農研修生受入農家登録台帳に登録された農家のうちから、市長が指定する農家で行う。

(3) 総合コース

ア 基礎研修、農家研修及びアドバンスコースとする。

イ 基礎研修及び農家研修は、(2)イ、ウに同じ。

ウ アドバンスコースは、(1)に同じ。

(研修期間)

第4条 以下に掲げる期間とする。

(1) アドバンスコース

12か月とする。

(2) 育成コース

15か月とする。

ア 基礎研修 3か月の研修計画で定める期間

イ 農家研修 12か月の研修計画で定める期間

(3) 総合コース

27か月とする。

ア 基礎研修 3か月の研修計画で定める期間

イ 農家研修 12か月の研修計画で定める期間

ウ アドバンスコース 12か月

(研修生の募集)

第5条 研修生の募集は、ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

(研修申込手続)

第6条 研修希望者は、千葉市ニューファーマー育成研修申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申し込むものとする。

(1) 履歴書(様式第2号)

(2) 質問票(様式第3号)

(3) 作文(様式第4号)

(4) 意向調書(様式第5号)

(研修生の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類による第一次選考及び面

接による第二次選考を経て研修生を決定し、選考結果通知書により通知するものとする。

- (1) 第一次選考により選考された者は、健康診断書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 第二次選考により選考された者は、納税証明書(市町村税)を市長に提出しなければならない。
- (3) 研修生として決定された者は、誓約書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(研修報告)

第8条 研修生は、毎日研修終了後にその日の研修について、研修報告書(様式第8号)を市長に提出することにより研修報告をしなければならない。

(研修費用の負担)

第9条 研修の費用は、研修生が負担する。ただし、栽培の資材等に係る費用については、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 研修生は、研修期間中の故意又は過失が原因で、損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

- 2 研修生は、原則として、保険に加入しなければならない。
- 3 研修生が研修中の事故により傷害等を負った場合は、保険により補償する。
- 4 上記2及び3に基づく、保険の利用に関する必要な手続は、研修生が行うものとする。

(研修奨励金の交付)

第11条 市長は、研修生に対し、アドバンスコースの研修の期間中、育成コース及び総合コースの農家研修の期間中、研修奨励金(以下「奨励金」という)を交付するものとする。

- 2 奨励金の額及び交付方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(農業機械の使用)

第12条 市長は、原則として研修生に対し、市所有の農業機械を貸し出すことができる。

2 農業機械の使用方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(研修の中止又は停止)

第13条 市長は、研修生が研修生としてふさわしくない行為をしたとき、又はやむを得ない事由が生じたときは、研修の実施を中止し、又は停止することができる。

(補則)

第14条 この規程で定めるもののほか、千葉市ニューファーマー育成研修の実施及び就農に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月5日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

千葉市長 様

住 所

氏 名

千葉市ニューファーマー育成研修申込書

上記の研修を受講したいので、関係書類を添えて申込みます。

添付書類

履 歴 書 (様式第2号)

質 問 票 (様式第3号)

作 文 (様式第4号)

意 向 調 書 (様式第5号)

年	月	免許・資格

緊急連絡先

氏名	関係	同居・別居 の別	電話番号
		同居・別居	固定電話
			携帯電話

質 問 票

氏 名

以下の質問について、該当するものに○。また、()にご記入ください。

- 1 研修について、どのような方法で知り得ましたか。
(1) チラシ・市ホームページ
(2) ポスター
(3) その他 ()

- 2 研修コースをお選びください。
(1) アドバンスコース
(2) 育成コース
(3) 総合コース

- 3 2で、(1)アドバンスコース、(3)総合コースを選んだ方は、研修品目をお選びください。
(1) イチゴ
(2) トマト

- 3 農業体験や経験はどの程度でしょうか。

()

- 4 研修中の生活や就農に必要な資金はどのように計画していますか。

()

- 5 新規就農をすることに、家族は納得していますか。
はい
いいえ 理由

- 6 新規就農するに当たり、家族からの協力は得られますか。
(1) 生活費 はい ・ いいえ
(2) 農業用資金 はい ・ いいえ
(3) 労力 はい ・ いいえ

- 7 農作業はかなり重労働ですが、体力に自信がありますか。
はい
いいえ 理由

- 8 現在、通院していますか。
はい (週 回 ・ 月 回)
いいえ

9 今までに大病をしたことがありますか。

はい (

いいえ

)

以上、ありがとうございました。

(様式第4号)

作文用紙

※記述に当たり、ページや段数は増えても構いません。

①研修への申し込み動機をお書きください。(400字以上 1000字以内)

②これまでの農業経験、農業学校履修及び研修経験について、お書きください。(400字以内)

③研修後に考えている就農のイメージについてお書きください。(400字以上 1000字以内)

2 想定している販売方法

3 導入を考えている栽培施設や農業機械等

4 自己資金額（栽培施設建設費や農業機械購入等、生活費とは別に用意できる）

万円

5 その他

(様式第6号)

健康診断書

ふりがな			
氏名	年 月 日生 (歳)		
住所	電話		
身長	cm	胸 囲	cm
体 重	kg	X線検査 所見 年 月 日撮影	
視 力	右 () 左 ()		
色 覚			
聴 力	右 左		
尿 検 査			
特記事項			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

医 師 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

年 月 日

千葉市長 様

(研修生) 住 所 _____

氏 名 _____ (※)

生年月日 _____

* (保証人) 住 所 _____

氏 名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、貴市において実施される「千葉市ニューファーマー育成研修」に当たり、研修に専念するとともに、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、研修上の注意事項を遵守するとともに管理監督者の指示に従います。
- 2 研修の全課程を修了後、市内で農業経営を開始します。
- 3 研修期間中に知り得た個人情報等については、一切漏洩いたしません。
- 4 研修期間中に故意又は過失が原因で損害を及ぼしたときは、直ちに弁償します。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる団体の構成員及び第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団及び暴力団員等と、社会的に非難されるような関係はありません。

* 研修生が未成年の場合は、親権者又は身元保証人が保証人欄に記入してください。

